

○ 環境省、農林水務省、厚生労働省、経済産業省、告示第八号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二条第六項の規定に基づき、令和六年四月一日付けをもって、令和六年度における主務大臣が指定する施設を次のように指定したので、告示する。

令和六年四月一日

環境大臣 財務大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣  
伊藤信太郎 鈴木俊一 武見敬三 坂本哲志

（次のよう）は、省略し、その関係書類を環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課、財務省理財局総務課たばこ喫事務室、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課及び農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課、食品ロス・リサイクル対策室に備え置いて縦覧に供するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。）